

2012.2

PL Report <2011 No.8>

国内の PL 関連情報

遺伝子組み換え微生物利用の食品添加物が流通、販売停止指示。

(2011 年 12 月 6 日 毎日新聞他)

厚生労働省は、12 月 5 日、韓国の食品メーカーが作った食品添加物が日本の安全性審査を経ないまま国内に輸入、販売されていたと発表した。遺伝子組み換えの微生物を使ってつくられた添加物で、かつお節とシイタケの風味を出すため、たれやかまぼこ、ハムなどに用いられており、輸入量は年 600～700 トンに上り、これらの添加物を使った加工食品の量は、年 180 万～200 万トンに上るとみられる。厚労省によると海外では広く使われており、安全性に問題があるとの情報なく、回収指示はしない方針。一方、輸入している 10 社に輸入と販売の停止を指示した。

ここがポイント

平成 23 年 12 月 1 日に厚労省医薬食品局食品安全部が発行した「安全性審査の手続きを経た遺伝子組み換え食品および添加物一覧」によれば、遺伝子組み換え微生物を利用して製造している食品添加物（以下「遺伝子組み換え添加物」といいます。）は、 α -アミラーゼやリボフラビンなど、すでに 7 種類・14 品目が認可されており、市場で流通し、様々な食品に使用されています。現在、安全性審査が継続中の食品添加物も酵素やアミノ酸など 7 品目あります。これらの食品添加物の多くは、既存の微生物を利用した製造よりも収率が良く、コスト面でメリットがあるために遺伝子組み換えを行った微生物を使用しています。

一方、わが国では平成 13 年 4 月 1 日から、食品衛生法の規格基準を改正し、安全性審査を受けていない遺伝子組み換え添加物の輸入、販売等は禁止されています。

遺伝子組み換え添加物の開発や実用化は、近年、国際的にも急速に広がっていることから、事業者は、使用原料の由来や製法について確認するとともに、変更があった場合の報告や連絡方法等をサプライヤーと綿密に取決めておくことが重要です。また今回の事例を踏まえ、遺伝子組み換えに関し、自社の原料の再確認をすることも重要です。

なお、遺伝子組み換え添加物以外にも、使用基準の超過や指定添加物・既存添加物等以外の日本で許可されていない食品添加物が使用されていたなど、食品添加物に関連する事故が多発しています。平成 22 年 10 月 20 日付で 55 品目が既存添加物名簿から削除されるなど、頻繁に法令が改正になるので、事業者は、常に食品衛生法に基づく食品添加物の規格基準をウォッチする必要があります。

家庭用電動工具の使い方に注意

(2011 年 12 月 8 日 国民生活センター)

国民生活センターは、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET：パイオネット）や医療機関ネットワーク等により収集された電動工具の事故情報を参考に、市場で販売されている代表的な電動工具のテストを実施しその結果を公表した。それによると、事故は、電動のこぎり、チェーンソー、電動ドリル、ディスクグラインダー、電動かんなど工具で多く発生し、被害の種類としては、刺し傷・切り傷・裂傷、切断、骨折等の例が多くを占めている。また、被害

者の年齢では、60 歳代以上の高齢者で被害が多くみられた。

同センターでは再現テストにより確認された、操作中に材料や工具が跳ね上がる“キックバック現象”、作業中の手袋や着衣の巻き込み、過熱した刃による火傷、用途が違う使い方などの事例を基に、「使用の際の危険性の確認」、「用途以外の使用方の禁止」、「指定された保護具の着用・手袋や服装の注意」の 3 点について消費者に対して使用上の注意を喚起している。また、業界に対しては、使用者が使い方や危険性をより理解できるよう一層の啓発活動を要望した。

ここがポイント

市場では、消費者の D.I.Y.志向とホームセンターの積極的な商品展開により、消費者は、工具の使用法の難易度や使用者自身の知識・技量に関わらず、消費者自身の判断により多種多様な商品を購入することができます。また、ホームセンターでは電動工具をレンタルしているところもあり、購入しなくても手軽に電動工具に接する機会があります。

しかし、実際には、再現テストの例のように、作業の際には工具や材料についての一定の知識や技術が求められ、取り扱いを誤ると大きな事故に遭ってしまう可能性があります。

事業者は適切なリスクアセスメントを実施することにより、製品の安全性を確保することが求められます。しかし、事業者が製品を設計・開発する段階で想定していた使用者・使用方法と実際のそれに差異が生ずれば（例えば、本来は建築・工事業者を購入・使用者と想定していたが、現在は一般消費者にまで販路を拡大しているような場合）、当初のリスク低減の方策がそのまま有効であるとは限りません。事業者は想定する使用者・使用方法に関する変化や技術進歩の状況を把握し、これまでのリスク低減策の効果の再評価を行い、必要であれば新たな対策を施すことにより製品の一層の安全性を確保すべきでしょう。

設計面からの本質安全策、保護装置等の保護方策を実施した上でも残る残留リスクについては、使用者へ確実に伝え、理解してもらう必要があります。伝達方法にも一層の工夫が求められます。取扱説明書や警告ラベル等による表示に加え、例えば「使用説明の DVD に“キックバック現象”等の事故の原因となる使用例の映像を入れる」、「商品ごとに“初心者向け”、“経験者に限る”等のように使用者を限定する表記を行う」、「対面販売により購入者に使用上の危険性の説明を行う」等、新たな方法も含め効果的な注意喚起の検討が求められます。

消費者庁 事故の原因究明・再発防止のための調査機関設置へ

(2011 年 12 月 9 日 シルバー新報他)

消費者庁は、消費者事故の調査を行う「消費者安全調査会（仮）」を来年度中に整備する。消費者安全法で消費者事故情報の一元化は整備されたが、原因究明及び再発・拡大防止の事故調査は不十分であったことから、介護などを含む施設や製品、食品、役務に起因する生命・身体分野の消費者事故等に網羅的に対応する。大学や民間研究機関などの専門家を交え事故原因を調査し、再発・拡大防止のため、内閣総理大臣や消費者庁長官、関係省庁に対し、各種措置（再発防止策の企画立案、消費者への注意喚起、事業者への働きかけ等）の意見具申、事業者・事業者団体等への提言など必要な対応を行う。新組織設立のため、平成 24 年度の通常国会に消費者安全法の改正案を提出する。

ここがポイント

2010 年 3 月に閣議決定された消費者基本計画に基づく「事故調査機関のあり方に関する検討会」における検討を踏まえ、2011 年 7 月に閣議決定された「消費者基本計画の見直し」により、消費者庁が「消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備」することや、2012 年度中の

体制具体化を目指すことが明確になりました。消費者庁は時期通常国会において消費者安全法の改正法案を提出し「消費者安全調査会」（仮称）の設置を行い、消費者事故調査体制を整備することとしています。

新たに設けられる「消費者安全調査会」（仮称）は、既存の調査機関（保健所・N I T E・消防庁・国土交通省・医療事故調査委員会・運輸安全委員会など）の管轄分野以外の分野における事故や、これら事故調査機関があるがその目的や権限との関係で消費者保護の観点から十分な調査を進めることが困難な分野の事故、分野横断的であるために消費者保護という統一的な観点で調査を進めることが困難な事故に対し、網羅的に対応する組織となっています。

組織構成は「消費者安全調査会」（仮称）の下に事故調査部会を置き、様々な分野の専門家を「有識者バンク」に登録し分野ごとの専門委員会事故調査グループが結成され、大学や民間研究機関と連携して事故原因を究明することとなっています。消費者庁の公表資料では本組織は事故調査に必要な権限（現場保全、報告聴取、立入調査等）を持ち、「自ら調査」を行い、被害者に積極的に事故原因などの情報提供・説明を行うとされています。消費生活センターなど官公庁が独自に入手した事故情報によっては、該当製品の製造事業者が事故製品の状況や原因を未確認のうちに原因調査が行われる可能性も考えられます。

事業者としては、現行の管轄官庁（経済産業省・消費者庁・国土交通省・厚生労働省など）の公表事故情報ばかりでなく、自社の市場情報収集活動（販売網情報・サービス網情報・お客様相談室情報・関連製品情報などを積極的に収集）と迅速な評価が重要となります。消費者安全調査会による調査への適切かつ積極的な協力に加え、自社製品に関する市場情報を収集・評価できる体制の強化を図り、事業者自らも事故の原因究明や再発防止策の検討などを効率的に行うことで、事故対応や製品改善へのフィードバックなど再発防止の対応を迅速かつ確実に進める取組みが重要となります。

海外の PL 関連情報

欧州委員会が製造物責任指令に関する報告書を公表

欧州委員会（EC）より本年 9 月、製造物責任指令（Directive 85/374/EEC）に関する報告書※が公表された。この報告書は、2006 年から 2010 年の間の、欧州連合（EU）の加盟諸国における製造物責任指令の適用状況、すなわち各国において同指令に対応した適切な国内法令・規則の策定・運用等がなされているかどうかなどをレビューし欧州議会に報告するものである。

※報告書名: Fourth report on the application of Council Directive 85/374/EEC of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products amended by Directive 1999/34/EC of the European Parliament and of the Council of 10 May 1999

ここがポイント

EU 製造物責任指令は、1985 年に発効し、EU 域内で消費者が欠陥のある製造物により損害を被った場合、その製造事業者や輸入事業者などに対して民事上の厳格責任（無過失責任）を規定するものであり、欧州連合のメンバー諸国においては、同指令に沿った立法化等の実施が求められています。欧州委員会は 5 年ごと（今回の対象期間は 2006 年から 2010 年）に、その状況をレビューし、欧州議会に報告することを求められており、今回が 4 回目の報告書になります。

今回の報告書において、いくつかのメンバー諸国において厳格責任のもと製造物責任に係る

クレームが増加しており、さらには、訴訟外の交渉手段による解決も増加しているとし、これは消費者の権利意識の向上、消費者団体の組織化、情報へのアクセスの改善が寄与しているとしています。

一方、今回の報告書において取り上げられているテーマの一つに、EU 製造物責任指令において、対象とする損害に 500 ユーロを最低閾値 (lower threshold) を設けている点があります。いくつかの加盟諸国や消費者団体からこの閾値の引き下げあるいは撤廃を求める声があることを述べていますが、同時に、産業界からは少額訴訟等の増加などを懸念しむしろ引き上げの声があることにふれています。

また、EU 製造物責任指令では、PL 訴訟において被害者側に損害、製品の欠陥、欠陥と損害の因果関係についての証明を求めています。この証明責任が消費者にとって過大な負担になっているとして、証明責任の緩和もしくは証明責任の加害者への転換を求める声、いくつかの加盟諸国や消費者団体から上がっている点を指摘しています。

今回の報告書においては、引き続き消費者の保護と産業界の利益のバランスの観点が必要とし、全体として、指令そのものの見直し等の必要はない旨の結論を導き出していますが、上記の最低閾値や証明責任の問題のように、消費者保護の観点からの見直しを求める声が強調されるなど、欧州における製造物責任の将来的な動向を考える上で、注意すべきポイントが含まれた報告書といえます。

CPSC が磁石の誤飲について警告

米国消費者製品安全委員会 (CPSC) は、本年 11 月、強力な磁石を使用したデスク製品に関し、子供が誤飲しないよう十分留意すべきとの警告を発した。

対象製品は、強力な磁石でできた 5mm 程度の小さなボールで、多数のボールを組み合わせることにより様々な形を作ることができ、米国ではしばしば 200 個以上の単位で販売されている。

万一、子供が複数の磁石を誤飲した場合、体内で磁石が引き合い、腸の閉塞や穿孔など重大な事態になるおそれがあり、多くは外科手術が必要になり、場合によっては死に至るとしている。CPSC では従来から、子供による磁石の誤飲を家庭における重大リスクの一つとしており、子供用玩具での使用禁止や使用した場合のリコールを求めてきたが、今回の警告は、大人向けに販売された磁石使用製品に対しては初めての警告である。

CPSC によれば、当該製品に関する事故が、報告があるだけで 2009 年 1 件、2010 年 7 件、2011 年は 10 月までで 14 件と急増しており、うち 11 件で、胃や腸の外科手術が必要になったとしている。

ここがポイント

磁石の誤飲の危険性については、CPSC は従来から警鐘を鳴らしており、2007 年に CPSC が発表した「家庭内に潜む 5 大危険 (Top Five Hidden Home Hazard)」では、「磁石の誤飲」が、「リコール製品による事故」、「家具の転倒」、「カーテンひもによる窒息」、「プールやスパの引き込まれ」とともに、5 大危険の一つにあげられていました。当時問題となったのは、主に玩具から外れた磁石を子供が誤飲する事故で、2005 年以降 2007 年半ばまでに死亡事故 1 件、負傷事故 86 件が報告され、磁石を使った玩具 800 万個が回収されました。

これを踏まえ、CPSC は玩具業界の協力のもと、2008 年に 14 歳未満の子供向け玩具において容易にはずれ誤飲のおそれのある磁石の使用を禁止した経緯にあります。

今回の対象製品は大人向けのいわゆるデスクトイとしての販売であり、玩具や子供用製品としての販売ではありませんが、その形状や使用環境から、子供が誤飲するリスクがあり、また、若者の中には耳たぶ、鼻、舌のピアスとして使用し事故にあう事例があり、今回の警

告に至ったものと思われます。

なお、今回のケースに限らず、国内外の監督当局による事故事例の公表や警告は、事業者が自社製品の安全性を見直す上で重要な契機の一つとなります。従来明確に意識されていなかったリスクを消費者が明確に認識することを通じて、消費者の要求水準が上がり、製品に従来以上の安全性を求められるようになることもあります。事業者は、自社製品や類似製品に関するリスク情報・事故情報を平素から収集するとともに、収集した内容によっては、改めて製品のリスクアセスメントをやり直し、必要な対策を講じることも必要になります。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS & AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL.03-5296-8912）、またはお近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2012